

入札結果表

- 1 入札件名 R3久富徳随寺線他1路線側溝新設工事
 2 工事等場所 筑後市大字 久富 地内
 3 工事等種別 土木一式
 4 工事等概要 工事長 L=91.5m
 ・土工 1式 ・排水構造物工 1式 ・舗装工 1式
 ・構造物取壊し工 1式 ・安全費 1式
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年11月30日
 6 入札年月日 令和 3年 7月 8日
 7 予定価格 5,294,300 円 (入札書比較価格 4,813,000 円)
 8 最低制限価格 4,612,300 円 (入札書比較価格 4,193,000 円)
 9 落札者名 河野組
 10 落札金額 5,038,000 円
 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果（入札経過）

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 河野組	4,580,000			落札
2 ㈱下川土木	4,700,000			
3 (株)共栄組	4,740,000			
4 (株)シーケン	4,750,000			
5 (株)深町組	4,760,000			
6 (有)佐藤組	4,800,000			
7 (有)秋山産業	4,800,000			
8 安永セメント工業(有)	4,800,000			
9 (株)古賀建設				辞退
10 田島建設(有)				辞退
11 井上重建				辞退
12 ㈱五醍建設				辞退
13 村上商店				辞退
14 ㈱丸欣				失格
15 (有)内藤建設				辞退
16 ㈱佐藤建設				辞退

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 R3久富徳随寺線他1路線側溝新設工事
- 2 工事等場所 筑後市大字 久富 地内
- 3 工事等種別 土木一式
- 4 工事等概要 工事長 L=91.5m
 - ・土工 1式
 - ・排水構造物工 1式
 - ・舗装工 1式
 - ・構造物取壊し工 1式
 - ・安全費 1式
- 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年11月30日
- 6 入札年月日 令和 3年 7月 8日
- 7 予定価格 5,294,300 円 (入札書比較価格 4,813,000 円)
- 8 最低制限価格 4,612,300 円 (入札書比較価格 4,193,000 円)
- 9 落札者名 河野組
- 10 落札金額 5,038,000 円
- 11 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

12 入札結果（入札経過）

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (株)筑後工業				辞退
18 ー以下余白ー				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度（公告）入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
- 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記載すること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項（167条の13で準用する場合を含む。）の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
- 5 入札業者が15人を超えるときは、別葉とすること。
- 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%（1円未満切捨て）に相当する金額を加算した額を記入すること。
- 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
- 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。